様式第37（第27条の８関係）

【書類名】　手続補完書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　【出願番号】

【特許出願人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補完１】

　【補完の内容】

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇―〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

２　「【手続補完１】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。

イ　特許を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「特許を受けようとする特許出願」のように記載する。

ロ　特許出願人の氏名又は名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【特許出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する特許出願人の氏名又は名称を記載する。

ハ　明細書を補完するとき及び特許法第38条の２第５項の規定により必要な図面を提出するときは、「【手続補完１】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載する。

３　第27条の５第５項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【手続補完１】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

　【物件名】　配列表を記録した磁気ディスク　　１

４　２以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【手続補完１】

　　【補完の内容】

　【手続補完２】

　　【補完の内容】

５　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで並びに様式第15の２の備考２と同様とする。

様式第37の２（第27条の10関係）

【書類名】　明細書等提出書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　【出願番号】

【特許出願人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

　（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

　【物件名】　明細書　　１

　【物件名】（図面　　）

〔備考〕

１　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」　の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。

２　第27条の５第６項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

　【物件名】　配列表を記録した磁気ディスク　　１

３　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の２の備考２、様式第26の備考24及び31並びに様式第37の備考１と同様とする。